

# 京師帝國大學經濟學會 經濟論叢

第二十二卷 第四號

大正十四年十一月一日發行

## 論叢

整稅案の一缺點としての負債利子の問題……………法學博士 神戸 正雄

八幡船考……………文學博士 新村 出

矢内原「アダム・スミスの植民地論」を讀みて……………法學博士 山本美越乃

南京條約の以前に就て治外法權問題……………文學博士 矢野 仁一

フツサールの現象學……………文學博士 米田庄太郎

自殺統計論……………法學博士 財部 靜治

## 時論

勞働組合法案を評す……………法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

リカアドに於ける勞働價值法則の妥當性に就いて……………經濟學士 森 耕二郎

## 雜錄

近世の土地分給政策……………經濟學博士 本庄榮治郎

都鄙別による離婚率……………經濟學士 岡崎 文規

（禁轉載）

## 八幡船考

新 村 出

ゲータがメフィストをして豪語せしめたやうに、海賊と海軍と貿易とが、三事一體の動作であることは、古今東西に幾多の例を見るのであつて、日本に於ても中世の海軍史海運史さてまた近古の海外貿易史の上にも顯著な現象となつて起つてをるのである。倭寇も亦その一例を成し、暴行掠奪より強行貿易に進み、延いて海運貿易と海外發展とを促がし、間接には近世日本の國運進歩に大なる影響を與へたことは、今更絮説するの要はない。今こゝに稍詳述を試みんとする所は、倭寇をば別に八幡ハチマンと呼んだことに關して、バハンといふ語の由來と語義とその變遷とであるが、それとも從來の定説以外に一新説を立てるといふのではなく、新資料を以て舊説を愈々確定せしめるといふことと、私考に由れば、近年見はれた異説は愈々肯定し難いといふことに過ぎない。實は本誌の今年正月號に著はした拙稿、唐宋元時代に於ける上海と日本との史的關係の一篇に續いて、明時代に於ける兩土の關係を起草する筈であつた所、嘉靖年間の倭寇の防禦としての上海城の築造と、明末に起る上海等に於ける日支貿易復興とに就いての取調なほ足らざるも

のがあるので、倭寇に連關するバハンの語意の攷究を發表して、近世日本貿易史料と日本外來語史考とに聊か寄與することを以て當面の責を塞がうとするのである。

まづバハンといふ語の出典を考ふるに、從來世にあらはれた史料では、天正十七年（一五八九）の松浦文書が最も古いやうである。それは同年十月五日付平戸の松浦法印鎮信に宛豊臣氏より發せられた書狀で、その一節に、

從大唐今懇望相渡候進物之船罷出候處、去春其方自領號商船〔長沼氏論  
文所引〕テックワイと申唐人爲大將、八幡

と見えるのである。稍下つて朝鮮役の頃にも二三の用語例を見出す。即ち文祿元年六月二十四日付加藤清正より長塚増田への書狀にも、

大唐へ望申儀は、肥前浦々共過分には、ばはん商賈〔辻氏論  
文所引〕に罷越、大唐にありつき候て居申候間、是非に大唐被遣候事、下々迄も忝存可被致と申候、

とあり、文祿二年十一月八日付、小西行長より淺野への書狀にも、亦左の如く出てをる。

五島平戸之唐人八幡仕候由、被成下御朱印候、昨日致頂戴候、則平戸五島是に在陣仕候間、上意之旨申聞、當春大唐へ商賈に罷出候唐人其外何れも相留改申候、不殘召れ可能上候事云々、

〔松屋筆記  
卷五十三〕

いづれも倭寇の出發地として著名な平戸五島邊の肥前の地に關するの不思議はない。慶長年中堀杏庵の編纂といふ朝鮮征伐記にも、「若下知なふして朝せんに入なば八幡か強盜かと人のどがめもあるべし」とあるのと思合はされる。慶長二三年頃か八月二十日付にて豊臣氏の五大老より松浦鎮信宛の書狀にも、

ばはん海賊之儀、從先年被成停止候處、當年猥之輩有之付而、加成敗候、向後之儀は、先年如御置目、其領主共に可爲御成敗候條被得其意、出船歸朝入被念、堅可被相改候、

とある。いづれも豊臣氏が支那への倭寇即ちバハン海賊或はバハン商賣を禁止した政策のあらはれであつた。然し支那では豊臣氏の征韓軍と對明戦とを以てやはり倭寇の擴大と見てゐた。

徳川氏時代に入つて慶長元和の頃、この語は又日本の外交文書間に散見してゐることは、異國日記外蕃通書通航一覽などで知られる。慶長七年八月、家康より呂宋太守即ち西班牙領比律賓總督に與へた書狀にも、「白本邦出八幡舟輩、悉誅殺焉、城中到遠島退阪、彌加制止之嚴命」とあるのは、比島へ遠征する本邦の海賊の取締を同島總督へ通知したのであつて、豊臣氏徳川氏と相繼いで強力なる兵權政權を握つたから、倭寇の嚴重な禁止も出來、従つて八幡舟より朱印船へと移りゆいた次第である。慶長十五年十一月十二日付、(一六一〇年十二月八日)、阿蘭陀國より幕府の官憲への書面の譯文中に、日蘭貿易の擁護と蘭人の保護とを謝するに方り、「はるとぎす申上候

は、おらんだの者は盗人ば、ん人ど色々申上候へ共、不被聞召、被添御心候儀、則我等に御厚恩と覺申候」と陳べた。葡萄牙人は、後から日本へ貿易に來た蘭人や英人をば、皆海賊だ八幡だと、中傷して排斥しよう企てたのを、幕府は一視同仁に遇したのを感謝した文句である。其一例は、葡萄牙領西班牙併合の媽港の長老衆より幕府の土井利勝宛の文書の譯にもあらはれてゐる。それは元和七年六月二十五日付になつてゐる。

近年はおらんだのばはん舟十三そう海中にうかめ居申候に付而、大黒船は不能成、小舟にて渡し候、何共迷惑仕候間、おなじくはばはん舟平戸に被召置候様に被仰付被下候は、忝可存候、おらんだはばはん計仕候に付而餘國には置不申故、平戸に居申候、

之に對する利勝よりの漢文の返書にはバハンのかはりに賊船とか海寇とかの文字を用ゐてあるが、九月二十三日付和文の返書案の方には、「日本近所に而はばはん不仕様に被仰付候」と見えてゐる。蘭船を平戸に置き、長崎に優先してをる葡船の既得權を侵さないやうにと、葡領媽港からの請求であつたのであるが、後年には日本へ渡海し來る支那船に對する蘭船の攻撃を阻止する禁令が幕府から蘭人に與へられた。鎖國後凡そ二十年の萬治二年三月八日、江戸より長崎に歸る蘭使の將軍家への暇乞のをり、始めて蘭使に對して「法令」を讀聞かせる慣例が出来た。その一として「日本渡海之唐船にばはん仕間敷候事」といふ箇條がある。寛文元年の場合にも同じ文句で法令

が見てゐるが、それは永く恒例となつたのである。延寶元年三月の令には、「琉球國は日本に附屬之國に候間、何方にて見合候共彼船ははん仕べからざる事」と警めた。蘭人が海賊であるといふ宣傳は先入主になつてしまつて後世まで日本人の一部の間には依然信せられてゐたことは、渡邊幸庵對話の寶永六年八月の對話中に、「日本へ來る品は皆盜物也、阿蘭陀人の日本へ賣に持參の品々彼國の土産にあらず過半諸國の土産ははんし來るもの也」とあるのを見ても推知することが出来る。

かくの如き外交文書のみならず寛文以後の史籍や雜書に、このバハンの語は屢々見受けるのであるが、従つて徳川初期中期の文學にも反響してゐる。初期の方では、明曆元年刊行、貞徳等一派の連俳集なる紅梅千句を見ると、左の如き二例がある。

よのつねに稀な唐犬さきにてたて

正 章

かねてばはむの用心ぞする

長 久

ひんがしにむかひてかくる遠目がね

長頭丸

からの綺キに新羅シラの絹を盗みかへ

季 吟

はばんどうしもこゝろゆるさず

長頭丸

嗜みてをく石火矢のたまぐすり

正 章

この集以前には寛永の犬子集、油糟、正保の正章獨吟千句などに海賊の句は多い。これらは貞門の作句であるが、蕉風の方では、其角の新二百韻のうち八幡舟の句が一つある。天和三年の作である。

白檀流れよする磯嵐

松 濤

花しらぬ髭王八幡舟まねく

舉 白

戯曲では近松物に二つの例を見る。寶永二年の用明天皇職人盡二に「さては海賊ばはん船ぶねよな、但しは往還の灰か、どろぼうか」とあり、正徳三年の大織冠一に「四海を治る臣は船、ばはんの海賊乗せ、入鹿等の御首は此有風が討約束」とある。されば元祿享保の文學に於ても、徳川初期の用例と同様であつたことがわかる。この時代の通語として海盜をバハンといつたこと、元祿五年の自跋のある京都伊藤信徳の俳諧辭書なる摺火打(刊本)二十七丁の八幡やぐらの語の註にも八幡ははんは海賊の名なりと出でをるのみならず、元祿の書言字考八正徳の和漢三才圖會十にも載つてゐるが、尙それらは後に述べることにする。

遡てバハンの語が、日本の辭書に登載せられた経過と、語原の詮索せられるに至つた経路とを探らうと思ふ。先づ私は足利時代に編纂されて徳川時代の中期まで凡二百五十年程の間に發達を遂げた節用集の類を博く搜したが、この語の見えてゐる本は僅に三種しか無かつたことを知つ

た。無論文安の下學集にはない。天文の運歩色葉集にもまだ出て來ない。天正十八年の堺港の刊本にもなければ、慶長二年の易林本並に同系統の諸種の刊本をはじめ、寛文延寶の増補版本にも見えず、漸く元祿十一年の自序のある横島昭武の書言字考節用集に至つて、奪販ババンの文字で標出し、又作八幡と註し、蠻夷奪他船云爾と釋したのに出會ふのである。刊本で唯一の慶長頃の饅頭屋刊本の人倫の部に番船ババンの二字が振假名附きで出てをるのを、極めて珍とする。長崎吉利支丹版(慶長三年)の落葉集には出てをるかど期待したが、これにも無い。古寫本では大槻博士の所藏本と大阪圖書館の藏本とに、同じく番船ババンとあるのを見出した。前者は年代不明であるが、後者は永祿二年の寫となつてゐるけれど、同八年少し以後のものだと橋本進吉氏の古本節用集の研究に見える。而して前者は同研究にはゆる森根園本であつて、系統は後者即ち永祿二年本に最も近いのである。されば、バハンの語が節用集に登録されたのは、元龜天正年間か、早くとも永祿、遅くとも慶長といふ位に漠然たることのほか言へない。但し番船ババンの文字を宛てたのは、蕃船ババンの意味に解したのとして、一種の語原考が窺はれるわけである。

前記の落葉集は節用集系統と見做されるから、多數の辭書に従つてバハンの語を採録しないのも自然であるが、文祿の天草吉利支丹版の拉丁辭書にも見えないのは稍意外の感がある。Dizataの和譯には「海賊するもの」とあるだけである。然るに慶長八年(一六〇三)長崎耶蘇會版の日本葡

葡萄牙辭書にはバハン、バハンブネ、バハンジンの三語を標出して葡萄牙語を以て略解してある。バハン *Bahan* を釋しては「日本から外へ支那や其他の地方へ盗みに出掛ける」こととしてある。バハンブネとは「外國へ盗みに出掛ける 盜賊の船舶」のこと、バハンジンとは「此の盜事をしにゆく盜賊又は海賊」のことだといふ。この日葡辭書を纂譯したバジェスの日佛辭書には、この譯文を簡捷して擧げてある。近年長崎の武藤長藏氏又は古賀十二郎氏に由て發見せられた字引で、長崎通詞が徳川初期に書留めたらしい東詞集解といふ書がある。後世の傳寫本ではあるが、盜人をラタラン・ラ、メン、海盜をマアル・ラタランと振假名をつけ、その下に於て別に破半人の左傍にバハンジン、右傍にコサイリス・ラ、メンと振假名し、又破半にコサイリヨスと傍記し、或は破半の文字をも併せ使つてゐる。ラタラン・ラ、メンは葡語の *ladran honen* にあたり、マアル・ラタランは *mar ladran* にあたる。コサイリス・ラ、メン *Corsairs honen* で、コサイリヨスは *Corsarios* であらう。

以上詳にバハンの語の出典として、古文書古記録より俗文學や俗語辭書に見えた所を擧げたから、之より此語の語義に關する詮索をしよう。バハンの語義に關する説の見えたのは、寛文年中或は其時代とおぼしき編著に始まると思はれるけれども、慶長以前既に番船の文字を充てたこともあり、徳川初期未詳の年代に破半等の文字を使つたことは、一種の語義を連想したものとせね

ばならぬばかりでなく、崇傳の異國日記には、明かに賜呂宋國太守書(慶長七年)に於て八幡舟の文字を用ゐてゐる例があるから、この語の語原考の由來を寛文以前に基くものと認定してよからうと思ふ。然し明白に考説を發表した書物では、まづ寛文時代としておくの外ないのである。年代未考の書ではあるが、野嶋流兵守徹船録口義と題する寫本の中に、「八幡ノ事」と題して左の考説がある。

是當流ノ船驗ナリ、八幡ノ文字ヲ用フルコトハ、八幡ハ武神ナル故、守護ノ意ヲ以テ能嶋是ヲ用ヒタリ、是ヲバハント云コトハ異國ノ意ナリ、乃嶋異國ニ毎々渡海セシコトアリ、然ルニ日本ト異國トノ境ニイギリスト云所アリ、嶋ヲ通ル時、イギリスヨリ人數ヲ出シ其往來ヲ妨ルコト多カリシヲ、乃嶋和睦シテ此妨ヲトキタリ、其後此驗ヲ以テ往來自在ナリ、イギリス此驗ヲ呼デバハント云、此遺風ヲ以テ能嶋家代々コノ船驗ヲ用ユルナリ、

野嶋家は伊豫能嶋に起り、倭寇史上に有名で彼我の史籍に出てをる。但し右の傳書にあらはれてゐる傳説は、曖昧な所があつて、古傳と新意とが相錯雜してしまつた様に見える、時代の錯誤もあると思はれる。私見によれば、野嶋の海賊が朱印船や南蠻黒船に加勢して慶長元和の交に英國船の侵入を妨碍したことであつた事柄をさしたのであるまいかと考へられる。南海通紀の方には明瞭な記述がある。この野史は寛文三年香西成資の稿したのを享保二年校定した由に見えてゐ

るが、卷六の讚州寒川左馬允出陣西州記の章の中に、

永正九年春、寒川氏依大内義興之命、兵卒ヲ揃ヘ引田ノ浦ニテ舟揃シテ、……………備後ノ鞆ニ到着シ豫州能嶋ニ通達シテ能嶋來嶋(久留嶋)院嶋(因嶋)ノ兵船相加里、西蕃ニ趣キ洋中ニ到ル、

……………日本船ノ兵具ヲ備タルヲ見テ恐怖シ異邦人モ……………、日本船皆八幡宮ノ文字ヲ書テ舟印トシ立タル故ニ異邦人ヨリ日本船ヲサシテ八幡舟ト云事モコノトキヨリ始マル也、

とある。永正九年は嘉靖のすぐ前の正徳の七年(一五二二)にあたる。同書卷八に豫州能嶋氏侵大明國記の一章があるが、それには嘉靖年中の事が出てゐる。

明世宗嘉靖年中ニ倭ノ賊船大明國ニ入テ其邊境ヲ侵ス事アリ、……………天文引治ノ年ニアタル、……………コノ時我國ノ賊船各八幡宮ノ幟ヲ立テ洋中ニ出テ、西蕃ノ市舶ヲ侵シ掠メテ其財産ヲ奪フ、故ニ其賊船ヲ稱シテ八幡船ト呼也、

南海治亂記<sup>卷三</sup>は南海通紀に據つてバハンの事を述べたものと察せられるからこゝには引かぬ。

とにかく明の正徳嘉靖年間即ち我が永正天文時代に猖獗を逞しうした倭寇の船を、その船印しによりて八幡船と支那人が呼做すに至つたものとするのである。寛文十年に林春齋の序ある續本朝通鑑<sup>卷百八十九</sup>にも、天文二十一年嘉靖三十一年浙東の倭寇を記した條下の註に、倭寇の船が旗を立て

て八幡大菩薩の五字を書してあつた故に支那人が八幡賊船と呼び、八幡の音が轉じて婆<sup>パ</sup>半<sup>ン</sup>となつ

たのだと出てゐる。下つて我が正徳二年自序の和漢三才圖會卷十人倫にも、享保四年の自序ある西川如見の長崎夜話草二卷にも、同じ語原説が見えた。夜話草には、唐船始入津之事の一章中に、「是等の船みな八幡の二字を書て船しるしの旗に立たるゆへ此船をばはん船といへり、八幡ばはんの唐韻なり」と音釋してある。即ち Pahan (パファン) の音を寫したものであると細説したのである。谷川士清の倭訓栞中編卷二十は單に寺嶋良安の三才圖會を引用したにとゞまるが、下つて高田與清の松屋筆記卷五十三には、「平戸の古寺及バハンと云詞」と題して、平戸に小川宗理播磨屋宗是といふ豪富の者が居たことを記るし、共にバハンの徒であつたといひ、このバハンの語が八幡の字を唐人がババン(?)といへるに起る由を傳抄してをる。これ寛文年間から見える所説を紹述するだけであるが、爾來明治大正年間の國史家も國語學者も皆八幡説を採用して怪ますに居た。獨り長沼賢海氏は史學雜誌第三十編大正八年二月五日に於て、「倭寇とバハン船及寶船」と題する論文に由て、八幡説に疑を挟み、この旗幟の文字のことが毫も支那の倭寇文献に見えぬ所から見て、むしろ別な考を立て得べきことを論じ、近藤正齋の安南紀略彙二卷に引ける安南譯語に、地理門に海を安南語で把バダといひ、人事門に偷カシを幹カシといふと音註してある所から、バハンは安南語の把バダ幹カシ(海偷)から來たのではないかとの新説を發表された。この新説は、直に後藤秀穂氏の攻撃を受けて斥非されてしまつた以外、別に呼應する學者があつた様でもない。然し長沼氏の異論は適當な懷疑に發し研究の過

程上一應省慮に價するものと思ひ、私も八幡の文字以外、漢字の近代支那音を以て種々の熟字を推測して見たことがある。バハンの音にいくらか似てゐる音を出す熟字では、白番、白帆などの外、hanとよむ犯や販、hangとよむ行や航、その他いろいろの文字を考へて見た。然し何れもみな多少の可能性があつて蓋然性が極めて乏しい。ジャイルズの華英字典に八桿パカといふ熟字に name of a sort of junk とあるのを私も私は問題にした。この方が長沼氏が便宜上單語を結合させて造つただけの海偷バアカン説よりは自然ではなからうかとも考へた。長沼氏の新考は、それが安南語（華夷譯語から取つたのだが）で解釋された所に歴史的地理的の徵證が甚だ薄弱であるし、又成語として通用してゐるや否や覺束ない點が言語學上非難が容れられると思ふ。無論カンを直にハンとした所にも言語學上無理が存する。又諸蕃志にも出てゐる海蕃ハイファンなどの文字もあるが、發音上稍耳遠い憾がある。

私は八幡神の歴史を根本的に研究したことはないけれども、鎌倉時代以後殊に元寇以來に於ける八幡崇拜に關する文献を少々涉獵してもみた。又八幡大菩薩の名號が、旗幟刀劍などに銘記された跡をも觀察した。例へば梅松論に於て、建武三年延元元年五月二十五日、足利尊氏が九州より東上の時、將軍の御座船は錦の御旗に日を出して天照太神八幡大菩薩を金の文字に打て附られたと云ふ條のあるのを注意し、八幡の船旗の由來も古いことを知つたことがある。武備志卷二百三十の利

器の部で、日本刀の面に八幡大菩薩春日大明神等の銘を鑿つてあることを記したのを發見して氣に留めておいた。然るに鄭舜功の日本一鑑窮河話海卷二 器用を見るに至つてこの點に關する多年の疑團が氷解することを得た。この本は故富岡謙藏氏が晩年に支那から得た稀觀な寫本であつて、同氏自ら藝文の誌上に解題をしたこともあつたが、著者は其肩書に奉使宣諭日本國ともあつて、嘉靖年間に本邦に渡來し九州邊に滞在したこともあつた人である。其書の成つたのは嘉靖甲子四十三年即ち永祿七年西紀一五六四年であつた。其卷二器用の部に幢幡と標して左の如き註文を載せた。

或書、天照皇太神、春日大明神、八幡大菩薩、法場之内多用之、海舶之士祈禱之、海賊寇皆奉之。昔諸夷人、答曰此先王也、可庇賊乎、爲言曰今不禁止汝先王被其汚也、答曰然、

これにて海寇が八幡等の文字がある所の幢幡を奉じてをつたことは、明かであるけれども、著者はバハンの語に向つては、八幡の文字を充てないで別の解釋を施してをり、私たちに新しい疑問を提併した。それは同書卷四の稱呼部すなはち日本語彙の部に破帆といふ語を標出し、註して賊盜、破賊者謂如帆破之醜也とした。而して卷三の農桑の部に、西南海夷が屢々邊境を犯すを悉く目して倭寇となす、昔し宣諭を奉じて彼土の詳を知るに、その海寇を目して名づけて破帆といひ一に白波といふ、彼深く此を耻づとも見ねてをる。これに由ると、バハンは支那人からの稱呼

ではなくして、日本での名稱のやうにも見える。即ち語源から云へば漢語であつても日本人自身の命名のやうに取つてしまつてある。但し白波(しらなみ)盗賊の文字を併記したのは發音上用例上共に縁が遠いと思はれる。八幡も破帆も *Pafan* と音じ得るのであるから *Pafan* といふ音に該當することは近古の發音例に準じてわかる。語頭の *P* 行音を *B* に發音する例は、葡語の *Padre* を *Bateren* としたことでもわかり、國語の *P* 行音は當時おしなべて *F* であつたことは周知の事實である。然し白波に至つては音は *Papa* に近く *Pafan* には遠いし、意味も卑俚でない。破帆の文字は支那の防禦軍が輕蔑して倭寇船に附けた文字としか思はれぬ。成程倭寇船は破れ帆の醜き状態で沿岸を荒掠してゐたらうけれども、命名の心理上からいふと八幡の文字を其儘讀んだと見る方が極自然であると云はねばならぬ。發音の上から見ても八幡ならば、浙江の寧波音でも *Pafan* である。破帆の方であると、寧波音では出氣音で *Poufan* となる。倭寇關係の兩朝平攘録中の文字にもある白番鬼黒番鬼の白番にすると、寧波音の *Pafan* となるから *Pafan* に最も近い。然し八幡の方が現實的印象的な、*Anshawuri* なる命名だと自然に説明がつく。黒番鬼が崑崙奴で白番鬼が日本西南島夷だとすれば白番の文字でも解釋がつくけれども、事實上の根據は八幡の方に強い。破帆は言語學に所謂語源俗解 *Volksetymologie* に過ぎない、眞正の語源を知らぬ者が後から附會した解釋であらうと思ふ。かくの如くにして私は舊來の八幡説を採るのであるが、この

バハンといふ語の最古の出典が嘉靖四十三年永祿七年の日本一鑑であるとすれば、命名はもつと古いことになる。嘉靖の初年にも上り或は正徳までも遡り得るであらう。即ち我が永正文間に發したとも見られぬことはあるまい。

さてバハンの語が元祿時代までは略々原義を失はずに用ゐられたことは上述の如くであるが、徳川中期以後は密貿易の義に轉じてしまつたことは、時勢の變遷に伴ふ語義の轉化の一例として甚だ面白いと思ふ。徳川實紀卷十四 附録 有徳公紀附録三に「享保二年より三年にいたり長崎ちかき海上にあやしき舟見えしことありしが、いかにも海賊の様して名をば八幡といふよしつげきたれり」とある文句の中のバハンは海賊といへば海賊、密貿易者とみればさうも見える。毛刺九右衛門の如きも丁度それに當るであらう。豪壯な海賊的の所行と卑劣な密貿易の作業とは、公正でない振舞だといふ點に於て相一致し、而して貿易品を私する所業だといふ點が同じであるから、意味の融會相通は自然なわけである。

明和元年柴野栗山が編し後年出版された雑字類編二卷には奸關といふ熟語にバハンともスケニとも兩様に振假名してある。ハ部ヌ部共に人事に涉る語彙のうちさう出でゐる。名物六帖人事箋工商貿易の中には、同じ熟語を唯スケニと振假名してバハンとは附けてない。出典には史記匈奴傳を引いてある。即ち漢使馬邑の下人が匈奴との交易の條に紆蘭の字の使つてあるの古い成語で

ある。索隱には干蘭の二字を用ゐる犯禁私出物也とある。文化以後の和蘭辭書及び幕末の洋語辭書にはバハンはすべて密貿易の意味のみに使はれ、往年の海賊の語義を全く失つてしまつた。文化五年藤林の譯鍵には蘭語の *stink, stinke* を姦商と譯し *smokkelen* を姦商すると譯し、文化十三年に成つたドーフ譯長崎ハルマを四十年後刊行した和蘭字彙には同じ蘭語を密買すると譯し、註して「是は製禁のものを買ふにはあらず、運上出す事を厭て内々に物を買ふ也」とあつて、脱税品を買ふ意味にしてある。文化七年刊行の中津藩主奥平昌高の蘭語譯撰には *stink handel* を奸蘭と譯し、京都の辻蘭室も蘭語八箋五下 總濟に於ても同じ原語に同じ譯語を施した。これは前書から其儘採用したものであらう。文化十二年の自序ある京都の廣川の蘭例節用集には援販の文字の右傍にははんと振假名し、左傍にぬけうりと記るし加へた。一八三〇年天保元年のバタバ版の石印本英和及和英辭典の和英の部にはバハンに英語の *To smuggle* を充てゝあり、一八五七年安政四年の露都出版の橘耕齋の和魯通言比考には、バハンに奪帆の二字を用ゐ、露語でコントラバンド(密賣)をあてた。奪帆の二字は書言字考に由つたもので、恐くはシーボルト及ホフマンの譯本に基いたものであらうと考へられる。萬延元年譯者の序ある福澤諭吉の増訂華英通語には、私擅船バンシネに *smugler* スモツグルル、走私に *smugle* スモツグルを該當させた。この書は支那で咸豐四年(安政二年)に作つた字書を福澤氏が邦譯したものである。ヘボンの和英語林集成(一八六七上海版)

にも、BAHAN. バハン 八幡 smuggling. Bahan sru, など、出だし、同意語として密賣買みつばいといふ語を附加へた。明治時代に入りては、大槻氏の言海には、バハンの語源考は八幡説を採り、語義として、「商船の國禁を犯して外國に渡ること」と釋したのは古き用例には合はない。「轉じて密賣買」といひ、長崎の用語としてヌケアキナヒの意として奸闖の語を宛てたのは至當である。上田松井二氏の大日本國語辭典には、言海に於て第一義とした外國密航の意味と、同じく第二義とした密貿易の外に、倭寇の意味を最始に置いた。私はこの二大辭書に於て何故に海賊の意味を掲げなかつたかを怪む。密航の意味の用例を私は未だ調べないけれども、存在し得たことは信ずる。日本外來語辭典が、この由緒深き一語を見逃がして登載しなかつたのは惜しいことであつた。

以上私は煩瑣の嫌ひあるまでにバハンの語及文字の出典語原及び語義の變遷を攷究したが、先出の語原考は明治以來の學者殆ど皆八幡説に従つてをるから一々擧げなかつた。獨立の事項として標出した研究では、國史大辭典(明治四十一年)、日本百科大辭典(大正六年 渡邊世祐氏稿の分)などが主要なものであらうが、菅沼貞風の大日本商業史(明治二十五年)日本海上史論(同四十四年)中の渡邊世祐氏の講演なども参考に資せられる。語原考に關する長沼氏の異説と後藤氏の駁論とは、私の本論中に觸れた通りであるが、辻善之助氏が海外交通史話(大正六年)中の一文「豊臣秀吉の南方經營」(明治四十四年)に引用し私も上に借用した加藤清正文書の中には、はん商賣とある文句を釋して軽く八幡即私貿易と略説されたのは誤解の憂があらうかと思ふ。(大正十四年九月七日稿了)